

女性向け同人誌と自主規制について ～J.GARDENにおけるガイドライン～

近年、漫画やアニメーションの性表現などについて、規制強化をうかがわせるような事柄が続いています。また一時期、その規制の動きに対して、女性向け同人誌の書き手の間に誤解や過剰な自主規制雰囲気も広がり、一部で混乱を生じた時期もありました。

そこでJ.GARDENでは当ガイドラインで、J.GARDENでの対応を説明してきました。どうぞ一読ください。

なお、規制強化をうかがわせる動きはその後も続き、2014年1月には多くの成年向け漫画雑誌において、局部の修正範囲を大きく拡大する・濃くするなどの動きが広まりました。（これについて、2014

年春より、当ガイドラインの「わいせつ」関係の修正の説明を一部改めました。出版作品に局部描写を含む場合、サークルご自身で、直前に発行された成年向け雑誌の修正内容を確認するなどして必要な修正を行ってください）

表現に関する規制は複数あり、書き手の方は慣れない法律用語や世の中の動きに委縮してしまうこともあるかもしれません。しかしながら、

◆どのような状況であっても、ある作品の表現が規制するべきものかどうかの判断は、慎重になさなくてはなりません。

◆また、作り手が過剰な自主規制に陥ることは、けっ

して歓迎されることではありません。

同人誌では発行者が個人であるため、過剰な規制を自らに課してしまいがちですが、それは同人誌全体、ひいては社会全体のためにも、決して良いことではありません。

作り手が創作活動に伴う責任を自覚し、担うこと、そして今後も冷静に対応することが、何よりも大切です。

以下は、J.GARDENのガイドラインを説明するための抜粋ですが、サークルの皆さんの活動の参考になれば幸いです。

◆刑法175条に基づく修正

性の表現規制の中で最も重い責任を問われます。

わいせつ図画は刑事罰を問われ、国内では一切、展示販売できません。

「わいせつな文書、図画、その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、2年以下の懲役又は250万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらを所持した者も、同様とする。」（刑法175条）

■わいせつとは …「チャタレー」事件・最高裁・裁判要旨より

「いたずらに性欲を興奮させ又は刺激し、かつ、普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反するもの。」

【J.GARDENでの対応】

「わいせつ」の判断は社会通念によって変化するものではありませんが、現在問題とされているのは、性行為の描写そのものではなく、性器のディティールをどこまで詳細に描写するかです。描写したものが一定以上のディティールを伴っている場合、「わいせつ図画」にあたりと判断され、摘発を受ける可能性があります。大変重い責任を問われることもありますから、真摯な対応が必要であると思われま

- 現時点では、J.GARDENは、漫画やイラストにおいて、男性女性を問わず、性器の特徴的な部分を黒く塗る、もしくは白く抜く等して、見えなくすることが肝要と考えています。性器の、性器以外の部位への挿入についても、結合部の露骨な描写は避け、必要な部分に修正を行ってください。
- 上記の修正が不十分な本を会場内へ持ち込むことを禁止します。万一、修正が不十分な本を気が付かず持ち込んだ場合、当日その場で販売停止などの対処をする場合があります。
- 文章での表現は、現時点では、J.GARDENは「露骨な描写」とは考えませんが、挿絵などイラストでの描写には十分な修正をしてください。
- 印刷会社や即売会ごとに差がある場合は、相互によく相談しながら対応してください。不明の点はお問い合わせください。

◆奥付記入

「奥付」とは、表現活動に伴う責任の所在を示すために必要かつ重要で、同人誌といえどおろそかにしてはならないものです。

作者の責任を果たすため、コピー誌を含めすべての発行物に、必ず以下の項目を記した奥付を入れてください。

- ①発行年月日
- ②発行者（サークル名や作者本名。ペンネームも可）
- ③連絡先（何らかの形で作者に連絡がつくもの）
- ④印刷会社名（コピー誌には不要）

■06年12月、警察庁の諮問機関「バーチャル社会のもたらす弊害から子供を守る研究会」で同人誌の自主規制が疑問視される文言が記載された最終報告書が出された。また02年から続いていた「松文館裁判」は、松文館出版の成人向けコミックスが刑法175条に抵触するかどうかを争っていたが、07年6月にそのコミックスがわいせつ図画にあたるという内容で結審した。

他方、07年5月に同人誌関係者が同人誌における性表現についてシンポジウムを開催。7月には同人誌印刷所組合

が、同人誌の性表現について過剰ともとれる自主規制を打ち出したが、これは愛媛県のイラストレーターが、ネット通販・書店販売をした同人誌について、わいせつ図画頒布の容疑で取り調べられたことを受けたものだった。詳細は「同人誌即売会連絡会」のHPを参照。
<http://sokubaikairenrakukai.com/>
また、07年10月、都立産業貿易センター台東館で開催されていた一部の男性向け同人誌即売会について「ボルノコミックが都の施設で販売されている」という記事が読売

新聞に掲載された。都立の施設での「成人向け作品」の扱いについて議論を呼び、一部ながら開催を中止した即売会や、会場を変更した即売会があった。前後して一部の都立施設の利用規約が改訂されている。

（その後、各地の青少年健全育成条例に絡んで、これまで有害の「指定」を受けたのは男性成人向け雑誌などだったが、大阪府で10年4月に、ついで東京都で6月に、それぞれBL雑誌が「有害指定」を受けている）

◆「東京都 青少年の健全な育成に関する条例」

18禁表示の有無によらず、作者が「有害」と判断したものは18歳未満には、閲覧させない・販売しないよう努めましょう。

「〔図書類の発行、販売をする者は〕図書類の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、（当該図書類を）青少年に販売し、頒布し、もしくは貸し付け、又は閲覧させないように努めなければならない。

- 一 青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺もしくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの
- 二 漫画、アニメーションその他の画像で、刑罰法規に触れる性交や性交類似行為、又はいわゆる近親相姦やその類似行為を、不当に賛美し又は誇張するように描写／表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力を妨げ、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの

（第七条 図書類等の販売等及び興行の自主規制 より抜粋要約）

■平成23年7月の改正施行によって追加されたもの

《青少年の健全育成を阻害する恐れがあるもの》の規定に追加がありました。「青少年に対し、性的感情を…」（改正後の第一項）という文章に、「刑罰法規に触れる性交やその類似行為、又は近親相姦やその類似行為を、不当に賛美または誇張するように描写／表現する」もの（第二項）が追加されています（漫画アニメのみ。小説は除外）。 ※「非実在青少年」について記載のあった改正案は2010年6月に廃案。

【J.GARDENでの対応】

まず求められていることは「作者が『青少年の健全育成を阻害するおそれがある』と判断した作品を、18歳未満に閲覧・購入させないように努めること」であり、「ベッドシーン=18禁と表紙に印刷しなくてはならない」という極端な自主規制ではないと思われます。むやみに18禁表示などの自主規制に走らず、冷静に対応してください。また即売会では作者や発行者が直接、対面販売しているのですから、18禁表示の有無によらず、その利点を活かした対応を行ってください。

- 参加申込書の「H傾向」で「3.多い/成人向け含む」に○をしたサークルは、発行物それぞれについて上記に該当するかどうか判断し、該当すると判断した作品については（表示印刷の有無にかかわらず）18歳未満の参加者に閲覧・購入させないことを第一に努めてください。判断に迷うときには映画やゲームのレーティング事例も参考になるかもしれません。
- また、全参加者が目にする「PRカット」「表紙」「ポスター、机上ディスプレイ」等には、そうした表現を使用しないでください。
- 作者が自らの作品について、「18禁」等の表示をつけると決めた場合には、文言（「18禁」「成人向け」等）や形式（既刊についての価格カード兼用等）は問いませんが、表紙（表1。本以外の場合はそれに準ずる位置）への掲示をお奨めします。